

## 「柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業」を創設します

令和 6 年能登半島地震により液状化被害を受けた宅地で、所有者などが行う宅地復旧に要する経費を支援するため、「柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業」を創設し、液状化により被災した宅地の復旧を支援します。

### 1 事業概要

#### (1) 対象宅地

令和 6 年能登半島地震により液状化被害を受けた土地で、住宅の敷地として使用しており、当該住宅が準半壊以上のり災証明を受けたもの。

※液状化により相応の被害が認められる場合は、一部損壊した住宅の土地においても対象となる場合があります。

#### (2) 対象工事

ア 復旧：被災宅地の原形復旧を基本とした工事（擁壁・地盤の復旧など）

イ 地盤改良：沈下防止対策のための住宅建屋下の地盤改良工事

ウ 傾斜修復：住宅基礎の沈下・傾斜を修復する工事（ジャッキアップなど）

※着手済・完了済の工事であっても、さかのぼって対象とします。

#### (3) 補助率および補助上限額

ア 補助率：2/3

イ 補助上限額：766 万 6 千円

※補助対象経費上限 1,200 万円

補助対象は、経費から応急修理などの少額工事相当額 50 万円を控除します。

※既存の住宅応急修理制度を活用している場合は、当該支援額も控除します。

### 2 受付開始予定

令和 6 (2024) 年 10 月 1 日～



市内における液状化被害の状況